

## 経営業務管理責任者(略して以下、「経管者」)の要件

常勤性	個/法	役員範囲	No.	経管者になれる 職制上の地位か	過去、経管者の経験として認められる職制上の地位	左記、職制上の地位の意味	経管者として認められる経験	必要年数A	必要年数B	該当条文	参照告示・通知等		
								※2					
常勤 ※1	個人	-	-	1	○	本人	事業主本人	<b>A. 経営業務の管理責任者としての経験</b>	5年以上	6年以上	左記A:建設業法第7条第1号イ 左記B:建設業法第7条第1号ロ		
				2	○	支配人	商業登記簿上に登記のある支配人に限る。 営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判 外の行為をなす権限を有する使用人。 事業主がその子息を支配人登記しておけば、5年後には個人事 業を継承できる。	業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、 個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等 <b>営業取引上対外的に責任を 有する地位</b> にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理 した経験をいう。	5年以上	6年以上			
				3	×	経営業務の管理責任者に 準ずる地位	1、2に次ぐ職制上の地位。  一般的には <b>配偶者や子息など</b> 血縁関係者であって、専 従者として確定申告がなされているような場合。 ただし、確定申告で専従者としての記載がなくとも、また血縁関 係にかかわらず給与の支給額等で実質的・個別に許可行政庁 が審査。	<b>C. 経営業務を補佐した経験</b>  経営業務管理責任者に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業に関する 建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との 契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。  ※補佐経験の場合、業種追加する場合はさらに6年の経験が必要	6年以上	認められない	建設業法第7条第1号ロ		
	法人	法 第 7 条 1 項 の 「 役 員 」	-	-	4	○	業務を執行する社員	持分会社(合同・合名・合資会社)の業務を執行する役員	<b>A. 経営業務の管理責任者としての経験</b>  業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、 個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等 <b>営業取引上対外的に責任を 有する地位</b> にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理 した経験をいう。	5年以上	6年以上	左記A:建設業法第7条第1号イ 左記B:建設業法第7条第1号ロ	国土省HP (P2/8) 国総建第99号 第1章 第1-1.(P1) 注4.(P2)
					5	○	取締役	株式会社及び持分会社の取締役					
					6	○	執行役	指名委員会等設置会社の執行役。「執行役員」とは意味が違う。					
					7	○	法人格ある各種組合 等の理事等	登記の有無のみ判断するのではなく、定款等で業務執行権限等 を確認したりして判断					
					8	○	経営業務の管理責任 者に準ずる地位	上記4～6に準ずる地位にあって、 許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役 会の決議を経て取締役会又は代表取締役から経営業務の執行 について具体的な権限移譲を受け、かつ、その権限に基づき建 設業の経営業務を総合的に管理した経験を有する <b>執行役 員等</b>  それ以外の執行役員や監査役、会計参与、監事及び事務局長 等は、ここでいう「役員」には含まれない。	<b>B. 執行役員等としての経営管理経験1</b>  取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執 行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執 行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念し た経験をいう。  それぞれの建設業に関する事業部門全般の業務執行に係る権限移譲を受けている 必要があり、許可を受けようとする建設業に関する事業の一部のみを分掌する事業 部門(一部の営業分野のみを分掌する場合や資金・資材調達のみを分掌する場合 等)の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員等は経営業務管理責任者として認 められない。	5年以上	6年以上	左記A:建設業法第7条第1号イ 左記B:建設業法第7条第1号ロ	国土建第96号 の一
					9	×	—	4～7、10に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業 に関する建設工事の施工に必要とされる「資金の調達、技術者 及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全 般について従事した経験した【 <b>組合理事、支店長、営業所長</b> 】に 次ぐ <b>職制上の地位にある者</b> (例: <b>営業所次長、副支店長</b> など)	<b>C. 経営業務を補佐した経験</b>  経営業務管理責任者に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業に関する 建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との 契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。  ※補佐経験の場合、業種追加する場合はさらに6年の経験が必要	6年以上	認められない	建設業法第7条第1号ロ	国土建第117号 の一
					10	×	支店長・営業所長等 (政令第3条使用人)	建設業法上の営業所を設置している建設業者において、「 <b>政令 第3条の使用人</b> (一定の権限を委任された支店長や営業所長 等)」として <b>届けられた期間が5年以上あるとき</b> は、当該業種に ついて経営業務管理責任者になることができます。	<b>A. 経営業務の管理責任者としての経験</b>  業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、 個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等 <b>営業取引上対外的に責任を 有する地位</b> にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理 した経験をいう。	5年以上	6年以上	左記A:建設業法第7条第1号イ 左記B:建設業法第7条第1号ロ	

※1 「常勤」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のものごとに毎日所定の時間中、その職務に従事していること。

※2 必要年数Aとは、許可を受けようとする建設業と同じ建設業の経営経験。必要年数Bとは、許可を受けようとする建設業と違った建設業の経営経験。

## (参考)

## 建設業法 第七条

国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者